雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合などに、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

手続を怠って（失念して）いた場合

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期間内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりませんが（Ｐ２～Ｐ３参照）、何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの事実があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できないことにより、失業等給付の支給内容等に影響が出ることがありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

被保険者の範囲

適用事業に雇用される労働者であって、昼間学生など雇用保険法第６条各号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

●被保険者の種類

1．一般被保険者（65歳未満の常用労働者）
2．高年齢被保険者（65歳以上の常用労働者）
3．短期雇用特例被保険者（季節的に雇用される者）
4．日雇労働被保険者（日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者）

雇用保険制度の概要（体系）

労働者（被保険者）が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付等を受けることができます。

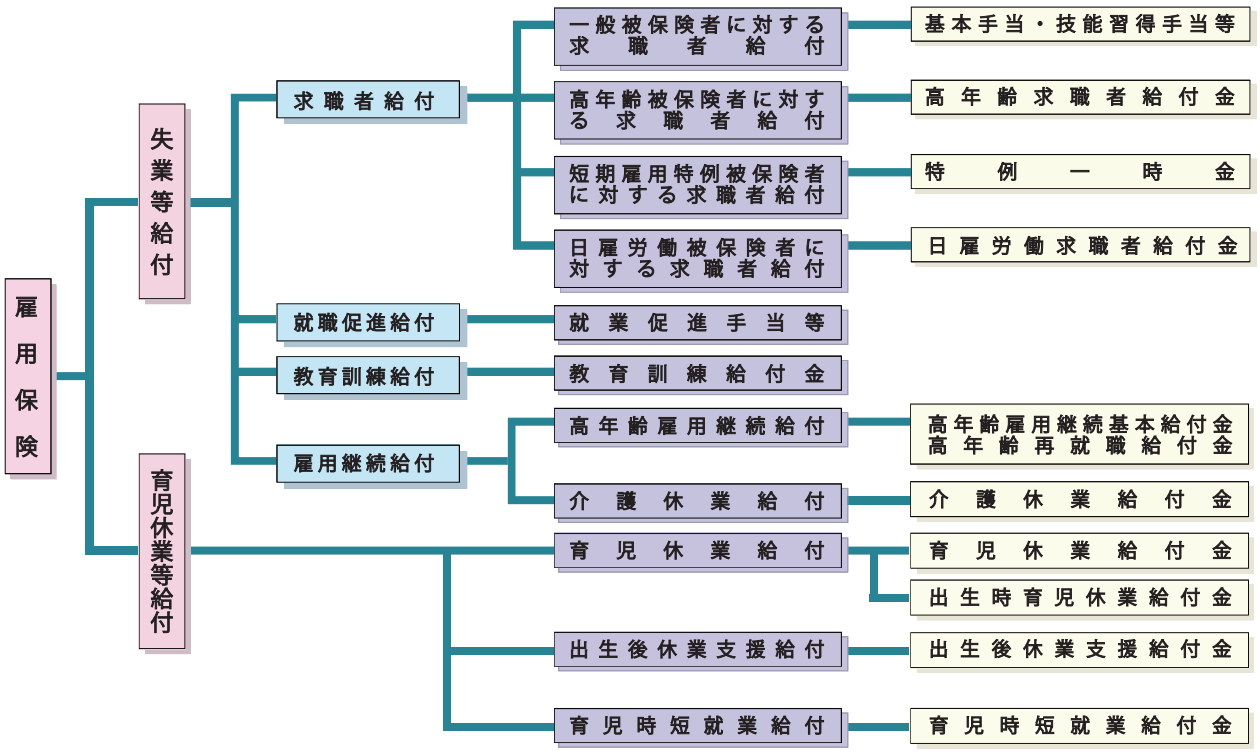

雇用保険の基本手当の所定給付日数

❶ 倒産・解雇等による離職者（❸を除く）

<table>
<tr><th>区分 ＼ 被保険者であった期間</th><th>6か月以上
1年未満</th><th>1年以上
5年未満</th><th>5年以上
10年未満</th><th>10年以上
20年未満</th><th>20年以上</th></tr>
<tr><td>30歳未満</td><td rowspan="5">90日</td><td>90日</td><td>120日</td><td>180日</td><td>－</td></tr>
<tr><td>30歳以上45歳未満</td><td>120日</td><td rowspan="2">180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
<tr><td>35歳以上45歳未満</td><td>150日</td><td>240日</td><td>270日</td></tr>
<tr><td>45歳以上60歳未満</td><td>180日</td><td>240日</td><td>270日</td><td>330日</td></tr>
<tr><td>60歳以上65歳未満</td><td>150日</td><td>180日</td><td>210日</td><td>240日</td></tr>
</table>

❷ 倒産・解雇等以外の事由による離職者（❸を除く）

区分 ＼ 被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日

❸ 就職困難者

区分 ＼ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当を受ける要件

原則として離職の日以前２年間に、被保険者期間が通算して12か月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前１年間に被保険者期間が通算して６か月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意思と能力があることです。

基本手当の日額

原則として離職の日以前６か月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

事業主の方には

雇用保険では失業等給付等以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

雇用安定事業	失業の予防・雇用状態の是正・雇用機会の増大その他雇用の安定	雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金 地域雇用開発助成金、早期再就職支援等助成金等
能力開発事業	職業生活の全期間を通ずる能力開発向上を促進	人材開発支援助成金等

●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給されます。

●特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

●人材開発支援助成金

事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合や教育訓練休暇等制度を導入し労働者に適用した事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

以上の助成金以外にも各種助成金制度等があります。

電子申請について

雇用保険被保険者資格取得届等、雇用保険に係る諸手続については、電子申請により行うことができます。詳しくはe-Gov電子申請のホームページ（https://shinsei.e-gov.go.jp）をご参照ください。